

## 新設分割に関する事後開示書類

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び第 815 条第 3 項第 2 号  
並びに会社法施行規則第 209 条に定める書面)

2021 年 12 月 1 日

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社  
TEMPO NETWORK 株式会社

2021年12月1日

## 新設分割に関する事後開示書類

(会社法第811条第1項第1号及び第815条第3項第2号  
並びに会社法施行規則第209条に定める書面)

東京都千代田区丸の内3丁目4番2号  
アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社  
代表取締役 丸山 雄平



東京都千代田区丸の内3丁目4番2号  
TEMPO NETWORK 株式会社  
代表取締役 丸山 雄平



アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社（以下「分割会社」といいます。）は、2021年11月26日付で作成した新設分割計画書に基づき、2021年12月1日を効力発生日とし、分割会社のTEMPO NETWORK事業を、新たに設立するTEMPO NETWORK株式会社（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を実施いたしました。

本新設分割に関する会社法第811条第1項第1号及び第815条第3項第2号並びに会社法施行規則第209条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

### 記

1. 本新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号）

2021年12月1日

2. 分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第209条第2号及び第3号）

- (1) 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過

本新設分割は会社法第805条に定める簡易新設分割に該当するため、会社法第805条の2の規定による請求は行えません。

(2) 会社法第 806 条の規定による手続の経過

本新設分割は会社法第 805 条に定める簡易新設分割に該当するため、会社法第 806 条の規定による手続は履践しておりません。

(3) 会社法第 808 条の規定による手続の経過

分割会社は新株予約権を発行していないため、会社法第 808 条の規定による手続は履践しておりません。

(4) 会社法第 810 条の規定による手続の経過

本新設分割に対して異議を述べられる債権者がいないため、会社法第 810 条に定める手続は履践しておりません。

3. 本新設分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 209 条第 4 号）

本新設分割により、新設会社は、分割会社から、TEMPO NETWORK 事業に関する権利義務を承継しました。承継した資産の額は 52,500 千円、負債の額は 2,500 千円（金額はいずれも概算額）です。

4. その他本新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 209 条第 5 号）

該当事項はありません。

以上

